

平成30年05月29日

葉山町議会 伊東圭介議長 殿

陳情 陳情者個人情報ネット公開の中止を求める

陳情趣旨

従前、公開されていなかった陳情者の名前、住所、電話番号(以下、個人情報)が本年4月26日より議会ホームページ「審議議案等の一覧と審議結果」より陳情原本にリンクが張られ事実上公開されている。

速やかにリンクを外し陳情者個人情報の公開を止めることを求める。

陳情の理由

陳情者の個人情報を町議会ホームページで公開することは、葉山町個人情報保護条例(以下、保護条例)第3条および第9条に違反する。

審議結果を公に開示する目的には必要ない情報であり、かつ、実施機関以外の者に提供している。

第9条但し書きへの該当は見当たらない。

以下、条例の条項要約

- 1) 陳情者名、住所、電話番号は「個人情報」に該当する(保護条例 第2条 3項)
- 2) 条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない(保護条例 第3条)
- 3) 取扱目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない(保護条例 第9条)
- 4) 陳情者名、住所、電話番号は、情報公開請求では非開示となっている。
(情報公開条例 第5条(1))
- 5) 住民監査請求や議会への陳情に対し、誰が請求したのかの問い合わせは「要配慮個人情報」に該当しませんが、情報公開請求があったときは、情報公開条例において非公開情報としている「個人に関する情報」に該当するため、非公開となります。
(個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)パブコメ No. 4 要配慮個人情報)

